

貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）のうち、2年未満案件の引受基準について・新旧対照表

新	旧	備考
<p>貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）のうち、 2年未満案件の引受基準について 平成13年4月1日 01-制度-00074 <u>最終改正 平成22年9月27日 一部改正</u></p> <p>(前文 略)</p> <p>記</p> <p>1. 基本的引受基準</p> <p>(1) ～(6) (略)</p> <p>(7) 技術提供契約等の信用事由（貿易一般保険約款（以下「約款」という。）第4条第11号から第14号までのてん補事由をいう。）のてん補範囲は、保険契約の申込時における名簿の格付けにより次のとおりとする。なお、技術提供契約等の相手方が複数の場合であって、技術提供契約等の相手方が技術提供契約等全体について相互に連帯責任を負う場合は、技術提供契約等の相手方の格付けのうち信用事由のてん補範囲のいずれか広い格付けによるものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 代金回収不能の信用事由（約款第3条第2号及び第4号に規定するてん補危険に係る第4条第12号及び第14号の事由をいう。以下同じ。）をてん補する技術提供契約等は、次のとおりとする。</p> <p>イ～ロ (略)</p> <p>ハ. 特約書第3条第6項第二号ロに該当するもののうち、契約金額が50億円未満、かつ、ユーザンスが<u>1年以内</u>のものであって、バイヤー個別保証枠確認証により、又は保険契約の申込時において、代金等の全額が確認されたもの</p> <p>(8)～(12) (略)</p>	<p>貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）のうち、 2年未満案件の引受基準について 平成13年4月1日 01-制度-00074 (略)</p> <p>(前文 略)</p> <p>記</p> <p>1. 基本的引受基準</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 技術提供契約等の信用事由（貿易一般保険約款（以下「約款」という。）第4条第11号から第14号までのてん補事由をいう。）のてん補範囲は、保険契約の申込時における名簿の格付けにより次のとおりとする。なお、技術提供契約等の相手方が複数の場合であって、技術提供契約等の相手方が技術提供契約等全体について相互に連帯責任を負う場合は、技術提供契約等の相手方の格付けのうち信用事由のてん補範囲のいずれか広い格付けによるものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 代金回収不能の信用事由（約款第3条第2号及び第4号に規定するてん補危険に係る第4条第12号及び第14号の事由をいう。以下同じ。）をてん補する技術提供契約等は、次のとおりとする。</p> <p>イ～ロ (略)</p> <p>ハ. 特約書第3条第6項第二号ロに該当するもののうち、契約金額が50億円未満、かつ、ユーザンスが<u>180日以内</u>のものであって、バイヤー個別保証枠確認証により、又は保険契約の申込時において、代金等の全額が確認されたもの</p> <p>(8)～(12) (略)</p>	

貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）のうち、2年未満案件の引受基準について・新旧対照表

<p>2. 国別引受制限（略）</p> <p><u>附 則〔平成22年9月27日〕</u> <u>この改正は、平成22年10月1日から実施する。</u></p> <p>別紙1～4（略）</p> <p>別表1、2（略）</p>	<p>2. 国別引受制限（略）</p> <p>別紙1～4（略）</p> <p>別表1、2（略）</p>	
--	---	--